

# 貝類、海藻類、タコ等の 採捕注意！

貝類、海藻類、タコ等の定着性水産動植物には、地元の漁業協同組合に漁業権が免許されています。漁業権の内容物を採った場合、漁業権侵害として「百万円以下の罰金」に処されることがあります。

## 漁業権が免許されている主な水産動植物

貝類	アワビ、サザエ アサリ、カキ等	
海藻類	ワカメ、ヒジキ モズク、アカモク等	
その他	タコ、ナマコ ウニ、シャコ等	

特に、アワビ、ナマコは、国から特定水産動植物に指定されており、これを採った場合、漁業権侵害とは別に、「3年以下の懲役または3千万円以下の罰金」の対象となりますので、絶対に採らないでください。

【問合せ先】 山口県水産振興課 漁業調整取締班

TEL:083-933-3530 FAX:083-933-3559

Eメール : a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/108/

